

【韓国】慰安婦問題に関する韓国国会国政監査

九州大学韓国研究センター助教 菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2016年9月26日、韓国国会外交統一委員会において、外交部等に対する国政監査が実施され、2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意について、合意に対する評価及び文言の解釈、日本政府の拠出金の性格、今後の措置等をめぐる質疑が行われた。

1 国政監査の概要

2016年9月26日、韓国国会外交統一委員会において、与野党の対立により与党議員が欠席のまま、外交部（部は省に相当）、韓国国際協力団、韓国国際交流財団、在外同胞財団に対する国政監査が行われた。証人及び参考人に対する質疑では、証人として金兌玄（キム・テヒョン）和解・癒やし財団理事長と李相徳（イ・サンドク）駐シンガポール大使（日韓合意時の韓国外交部北東アジア局長）、参考人として元慰安婦の金福童（キム・ボクトン）氏、元慰安婦の帰国運動等を行ってきた社会奉仕活動家のキム・ウォンドン氏、趙慶喜（チョ・ギョンヒ）聖公会大学東アジア研究所研究教授が出席した。証人及び参考人5名のうち4名が慰安婦問題の関係者であった。

この日の国政監査では、慰安婦問題を中心に、北朝鮮による核実験への対応、THAADミサイル（ターミナル段階高高度地域防衛システム）の韓国配備問題、朴槿恵（パク・クネ）大統領側近による国際援助事業への介入疑惑、ODA事業の外注依存と人員体制の見直し、PM2.5等をめぐる環境外交、国際海底地名集に登録された鬱陵（ウルルン）島及び竹島周辺の日本式海底地名の是正、軍艦島の世界文化遺産登録後の後続措置、外国の教科書における韓国史記述の是正、朝鮮籍の在日同胞の韓国入国をめぐり問題等に関して、質疑が行われた。

2 日韓合意に対する評価

冒頭、尹炳世（ユン・ビョンセ）外相が行った業務現況報告では、2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意（本誌266-2号（2016年2月）、pp.37-39参照）について、「合意を起点として、明確に〔日韓〕関係改善の動きが出ている」と評価し、和解・癒やし財団の設立と日本政府の予算拠出等（本誌269-1号（2016年10月）、pp.42-43参照）についても、「合意の後続措置が着実に履行されている」との認識を示した。

証人及び参考人に対する質疑では、元慰安婦の金氏が「どんなことがあっても、安倍〔首相〕が自ら法的に謝罪し、賠償するまで合意することはできない。拠出金を受け取ったのは韓国政府の過ちであり、むしろ韓国政府は手を引いて欲しい。我々だけで国民と共に戦う」と述べ、絶対に合意することはできないと表明した。一方、李大使は「与えられた条件の下、政府として最善を尽くした結果であったと思う」と答弁した。これに対し、野党

議員から「金氏の話聞いても本当にそう思うのか。間違った合意であったと認めるべきだ」との声が上がったが、李大使は前掲の答弁を繰り返した。

与党セヌリ党が参考人として招致した社会奉仕活動家のキム氏は「自分は 24 年間にわたり元慰安婦を支援し、一緒に生活してきたが、金氏が元慰安婦全体の意思を代弁する方だとは思わない。日本は明確に謝罪をした。謝罪していないというのは、我々の感情から生じた嘘である。賠償についても、賠償と呼べない国家間の難しい問題があるのだと思う。元慰安婦に賠償金が絶対に必要なのかという問題は、今、我々が問いただすべき時期ではないと思う」と述べた。この発言に対し、野党議員から「大韓民国の国民としてまともな考えがあるならば、どうして日本が謝罪したと言えるのか」と批判する声が上がった。

なお、この日の総括において、最大野党である共に民主党の沈載権（シム・ジェグオン）外交統一委員長は「被害者の方々の痛みと傷をきれいに癒やすことのできる解決策を打ち出すことのできない現実に対し、申し訳なく思う気持ちが募ったと申し上げたい。政府と与野党が共に知恵を集め、被害者の方々と国民が納得し、受け入れられる合理的な解決方法を導き出さなければならないと思う」と述べ、日韓合意に批判的な姿勢を示した。

3 日韓合意の解釈をめぐる議論

日韓合意の「最終的かつ不可逆的に解決」という文言の解釈について、李大使は「以前、日本の一部の政治家や外交関係者が過去に対する謝罪と反省を否定する発言を何度もしたため、そうした意味で不可逆的という表現が入った」と述べ、日本側から謝罪を覆すことのないよう「不可逆的」という文言が入ったと説明した。

次いで、日本大使館前の少女像の問題について、李大使は「『適切に解決されるよう努力する』という合意の文言は、韓国政府が問題解決を約束したものではない。日本が希望しているため、韓国政府としても可能な努力をし、関連団体と協議するということであり、それ以上でも以下でもない」と説明した。なお、関連団体との協議について、和解・癒やし財団が協議の窓口になるのではないかという指摘に対し、金理事長は「そのようなことはない。もし、そうなれば、理事長を辞任する」と述べた。

このほか、口頭で発表された日韓合意の法的拘束力に係る質問がなされ、尹外相は「法的拘束力を有する条約や協定とは完全に異なる。しかし、今回のように対外的に発表した政府間の約束は、基本的に信義誠実の原則に立脚し、不可逆的かつ最終的であることを想定した上で取り交わされるものである」と答弁した。

4 日本政府の拠出金 10 億円の性格をめぐる議論

共に民主党の姜昌一（カン・チャンイル）議員が尹外相に対し、日本政府の拠出金の性格について、「賠償金、補償金、慰労金のいずれに該当するのか」と尋ねたところ、尹外相は「日本政府の予算から 10 億円を受け取ったことは、過去のどの政権もなし得なかった成果であり、日本の首相が軍の関与と責任を公式に認めて謝罪したのも初めてのことだ。また、政府予算からの拠出は、以前のアジア女性基金とは性格が相当に異なる部分がある。そのため、国際社会はこれらがどのような意味を持つのかよく理解している」と述べるに

とどめた。これに対し、姜議員は重ねて「賠償金」であると明言するよう求め、尹外相に対して、「あなたは日本の外相なのか」、「言葉遊びをしているのか」と強く迫ったが、尹外相は同様の答弁を繰り返し、最後まで明確な回答を避けた。

証人及び参考人に対する質疑でも同様の質問がなされ、李大使は尹外相と同様の答弁を行ったが、金理事長は「賠償金的性格を帯びた治癒金である」との考えを示した。これに対し、姜議員が「賠償金的性格であるならば、被害者たちの同意を得なければならないのではないか。どうして政府や財団が使い道を一方的に決めるのか」と批判したが、金理事長は「賠償金であると認めたわけではない」と答えた。

このほか、拠出金を 10 億円とした根拠について尋ねる質問に対し、李大使は「元慰安婦の方々や関連団体、法学者や専門家の意見を取りまとめ、最小限の象徴的な金額としてこの程度が適切であると判断した」と答弁した。

5 今後の措置をめぐる議論

日本政府の拠出金から存命中の元慰安婦に 1 人 1 億ウォン（約 923 万円。100 韓国ウォンは約 9.225 円（平成 28 年 12 月分報告省令レート）、亡くなった元慰安婦の遺族に 2000 万ウォン（約 185 万円）程度を支給する和解・癒やし財団の事業について、受取を拒否している元慰安婦の金氏は「100 億、1000 億であっても [法的賠償と謝罪がなければ] 受け取れない。大統領が 1 億ウォンで元慰安婦を売ったのと同じだ」と批判した。

一方、金理事長は、自分が面談した多くの元慰安婦は「日本がこれ以上謝罪し、金を出すのは難しいだろう。この程度の謝罪であっても受け入れ、和解する」と述べていると指摘し、受取を拒否する元慰安婦に対しても、説得する努力を続ける旨、表明した。また、存命中の元慰安婦 40 名中 29 名が受取を表明しており、その中には日韓合意により精神的、物質的損害を受けたと主張し、韓国政府を相手取り、1 人当たり 1 億ウォンの損害賠償を求めて提訴した元慰安婦 12 名のうち 3 名が含まれていることを明らかにした。

次いで、拠出金を元慰安婦らに支給した後の残額約 18 億ウォン（約 1 億 6605 万円）の使途について、金理事長は「元慰安婦の追悼行事などを通じて次世代に教訓を残し、より大きな計画を立てて、それを政府が引き継いでいかなければならない」と述べた。これに対し、18 億ウォンでそうした事業が可能なのかという質問が出たが、「財源の問題は政府の管轄であり、具体的に答えることは難しい」と答弁した。

このほか、安倍首相の「おわびの手紙」を駐韓日本大使から元慰安婦に手渡す等、日本政府に対して追加措置を要請したことがあるのかという質問に対し、金理事長は「安倍首相がもう少し感性的かつ情緒的な謝罪をしなければならぬと考え、そうした話を財団内部で議論したことはある。しかし、財団は日本に直接要請できる立場にはなく、外交部にもそうした要請はしていない」と答弁した。

参考文献（インターネット情報は 2016 年 12 月 13 日現在である。[]内は筆者による補足。）

・「2016 년도 국정감사 외교통일위원회회의록(임시회의록)」<<http://likms.assembly.go.kr/record/index.jsp>>